

計画（素案）中の目標値やサービス見込量等の数値は暫定値であり、今後変動する可能性があります。

岩手県障がい者プラン

岩手県障がい福祉計画

【素案】

第6期岩手県障がい福祉計画

第2期岩手県障がい児福祉計画

I	基本的事項	1
II	区域の設定	7
III	令和5年度の目標値	7
IV	各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策	10
V	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員 総数	23
VI	地域生活支援事業の実施に関する事項	23
VII	指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のため に講じる措置	25
VIII	関係機関との連携に関する事項	26
IX	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の 円滑な実施を図るために必要な事項	26
X	計画の達成状況の点検及び評価	27
XI	圏域計画	
※	盛岡、岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸の9障がい保健 福祉圏域（各広域振興局等において策定作業中）	

I 基本的事項

1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の22第1項の規定により、市町村が定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の達成に資するため、各市町村を通じた広域的な見地から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）並びに障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援（以下「障がい児通所支援等」という。）の提供体制について定める計画です。

また、平成30年3月に策定した「岩手県障がい者計画」においては、本県の障がい者施策の基本的方向や施策について定めていますが、「障がい福祉計画」は障がい福祉施策を実行するためのサービス提供体制の整備・確保等について定めるものです。

2 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 地域間格差の解消等

市町村に対する支援やサービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等¹から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等によるインフォーマルサービス²の提供など、地域の社会資源を最大限活用してサービス提供体制の整備を進めます。

また、精神病床³における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

特に、入所等から地域生活の移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス提供体制の確保を目指します。

¹ 福祉施設への入所又は病院への入所のこと。

² 法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと。

³ 病院の病床のうち、精神疾患有する者を入院させるための病床。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に向けた取組を支援します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族が、障がいの疑いがある段階から身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関連分野の連携を図るとともに、支援体制の整備を図ります。

また、医療的ケア児⁴への各関連分野が連携した支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施できるよう、人材の確保に取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を推進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を検討します。

(8) 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

被災地の障がい者等が、被災前と同等以上の障がい福祉サービスを利用できるよう、引き続きサービス提供体制の充実を図るとともに、被災した障がい者等のサービス利用等を支援します。

4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、3の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 障がい福祉サービス

① 県内で必要とされる訪問系サービス⁵の保障

訪問系サービスの充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する障がい者等への日中活動系サービス⁶の保障

希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障します。

③ グループホーム⁷等の充実及び地域生活支援拠点等⁸の整備と機能の充実

⁴人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

⁵居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援のこと。

⁶生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスのこと。

⁷共同生活援助を行う住居のこと。

⁸地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保などの諸機能を地域で集約

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の利用推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようになります。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進め、必要な機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者に対する支援体制の充実

强度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール及びギャンブル等⁹をはじめとする依存症対策について、県のアルコール健康障害対策基本計画及びギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、地域において様々な関係機関と連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

⑦ 障害者支援施設及び障害児入所施設における支援体制の維持

障がい者の重度化、高齢化等に適切に対応できるよう、入所施設の役割や機能を検討するとともに、サービスの質の向上を図ります

(2) 障がい児支援

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センター¹⁰について、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等と連携した重層的な支援体制の充実を図ります。

併せて、地域支援機能を強化することにより、障がい児の社会参加の推進を支援します。

なお、区域内の対象となる障がい児の人口に対して広域であるために児童発達支援センターの効率的な運営が困難な市町村においては、当面の対応として、共生型サービス事業所や基準該当事業所等の活用により児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村障がい福祉主管課や圏域の自立支援協議会等が中心となって、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することも検討する必要があります。

また、障害児入所施設について、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担い、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うこと等、地域に開かれたものとする必要があり、加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要があります。

さらに、障がい児通所支援や障がい児入所支援から障がい福祉サービスへ円滑に支援の移行

し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点等のこと。

⁹ 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。(ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第2条)

¹⁰ 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。

が図られるよう、市町村と緊密な連携を図ります。特に、障がい児入所支援については、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、市町村に加え、学校、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ります。

加えて、障がい児通所支援事業所及び障がい児入所施設（以下「障がい児通所支援事業所等」という。）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

② 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、市町村や関係部局との連携体制を確保する必要があります。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、各地域の保健、保健医療、教育等の関係機関による連携体制を確保する必要があります。

放課後等デイサービス¹¹等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要です。

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書等の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目がない支援の充実を図ることが必要です。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援¹²を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、地域における重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズ、地域資源の状況等の支援体制の現状を把握するとともに、地域における課題の整理や支援体制の充実を図ります。

また、保健、医療、福祉、保育、教育等の関連分野が連携を図るための協議の場を設置し、共通理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築の上、身近な地域において必要な支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を市町村に働きかけます。このコーディネーターについては、多分野にまたがる支援の利用を調整するとともに、協議の場に参画し地域課題の整理や地域資源の開発を行いながら、医療的ケア児支援のための「地域づくり」を推進する役割が期待されます。なお、今後の市町村の配置状況等を踏まえ、地域の実状に応じ、市町村単独での配置が困難な場合は、圏域での配置に向けた調整を促すほか、好事例の紹介・横展開等によりコーディネーターの資質の向上を支援します。

¹¹ 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。

¹² 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。

イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対する支援体制の充実
強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

ウ 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行います。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、最も身近な市町村における相談支援体制の充実が図られるよう支援します。

(3) 相談支援

① 相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

このため、相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、市町村に対し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた積極的な働きかけを行います。

また、サービス等利用者数の増加に応じた計画策定体制の強化が図られるよう、市町村を支援します。

② 自立支援協議会を中心とする関係機関の連携の推進

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みます。

また、障がい者等が安心して地域に住むことができるよう、自立支援協議会と居住支援協議会との連携に努めるとともに、発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）や重症心身障がい児者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者等への支援体制の整備に向け、県自立支援協議会において、発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関と連携し、検討を行います。

さらに、県発達障がい者支援体制整備検討委員会¹³を設置し、地域における発達障がい者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証します。

¹³ 発達障害者支援法（平成 28 年法律第 64 号）第 19 条の 2 に規定する発達障害者支援地域協議会として設置。

③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者が自ら希望する地域で安心して暮らしていけるようにするために、入所等している障がい者の地域生活移行への希望等を勘案した上で、市町村が計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保できるよう支援します。

また、入所等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするために、市町村が地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図れるよう支援します。

④ 多様な障がいに対する支援

ア 発達障がい者等

県発達障がい者支援センターにおいて、各地域で対応が困難な発達障がいに関する相談支援等のより専門的な個別支援を行うとともに、地域自立支援協議会等、関係機関への助言を行い、各地域における支援体制の強化を図ります。

また、発達障がい者等の早期発見・早期支援のため、保護者等へのペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援や、発達障害の診断を専門的に行う医療機関の確保に取り組みます。

イ 高次脳機能障がい者

いわてリハビリテーションセンターを支援拠点機関として、支援コーディネーターによる相談支援を行うとともに、地域の関係機関による相談支援ネットワークの構築を促進します。

ウ 難病患者

患者個々の症状に応じて策定した支援計画に基づき、訪問相談や医療相談等を行います。

また、県難病相談支援センターにおいて、在宅で療養する難病患者の日常生活における相談・支援等を行い、療養生活の充実を図ります。

エ ひきこもり

当事者及び家族等の状況に合わせた相談及び支援を実施するため、県ひきこもり支援センター及び保健所において専門相談や訪問を実施します。

(4) 被災地の障がい福祉サービス

① 被災地のこころのケアの継続実施

「岩手県こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」を設置し、特に被害が甚大であった沿岸 7 市町村に「震災こころの相談室」を設置するとともに、保健所や市町村との連携のもと、訪問や啓発、相談対応などの取組を推進します。

② 被災地における障がい福祉サービスの安定した運営及び利用に向けた支援

被災地の障がい者個々の状況に応じたサービスの利用を支援します。

また、障がい福祉サービス事業所の運営体制の安定化、商品力向上、販路拡大等に向けた支援を行います。

II 区域の設定

次に掲げる現行の9障がい保健福祉圏域を区域とし、圏域ごとの障がい福祉計画を策定します。

圏域名	市町村
盛岡障がい保健福祉圏域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、黒石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
岩手中部 "	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
胆江 "	奥州市、金ヶ崎町
両磐 "	一関市、平泉町
気仙 "	大船渡市、陸前高田市、住田町
釜石 "	釜石市、大槌町
宮古 "	宮古市、山田町、岩泉町、田野畠村
久慈 "	久慈市、普代村、野田村、洋野町
二戸 "	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

III 令和5年度の目標値

1 施設入所者の地域生活への移行

年度末施設入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
令和元年度 (A)	令和5年度 (B)		
人 2,103	人 2,069	人 34	人 127

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

65歳以上	65歳未満
【目標値】 令和5年度	【目標値】 令和5年度
人 1,206	人 917

(3) 精神病床における早期退院率

入院後3ヶ月時点の退院率		入院後6ヶ月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
直近の実績 (H29.6.30時点)	【目標値】 令和5年度	直近の実績 (H29.6.30時点)	【目標値】 令和5年度	直近の実績 (H29.6.30時点)	【目標値】 令和5年度
% 66.0	% 69.0	% 79.0	% 86.0	% 88.0	% 92.0

3 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上設置し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1)一般就労移行者数	令和元年度	【目標値】 令和5年度
	129人	164人
(2)就労移行支援事業からの 一般就労移行者数	令和元年度	【目標値】 令和5年度
	59人	77人
(3)就労移行継続支援A型からの 一般就労移行者数	令和元年度	【目標値】 令和5年度
	18人	23人
(4)就労移行継続支援B型からの 一般就労移行者数	令和元年度	【目標値】 令和5年度
	43人	53人
(5)一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合 (令和5年度)	70%	
(6)就労定着率 ¹⁴ 8割以上の就労定着支援事業所の割合 (令和5年度)	70%	

【活動指標】

項目	【目標値】 (令和5年度)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数	181人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	13人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	153人
福祉施設から障害者就業・生活支援センター事業への誘導者数	120人
福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	96人

¹⁴ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着者数の割合

5 障がい児支援の提供体制の整備

- (1) 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置
- (2) 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- (3) 令和5年度末までに児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
- (4) 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- (5) 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のため、県及び各市町村（市町村単独での対応が困難な場合は圏域）において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

IV 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定障害通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	2,549	2,636	2,730
		時間分	28,887	30,267	31,723
事業の実施に関する考え方	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします。				
見込量確保の方策	<p>事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進するとともに、市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります。</p> <p>居宅介護従事者養成研修指定事業者が実施する研修や、県が実施する強度行動障害支援者養成研修等を通じて、サービス提供従事者の養成を行い、サービスの質・量の確保を図ります。</p>				

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	3,675	3,743	3,813
		人日分	70,471	71,618	72,772
事業の実施に関する考え方	入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの日中サービスを、県内どこに居住していてもできるだけ身近な地域で利用できるようにします。				
見込量確保の方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(2) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	20	19	24
		人日分	287	292	340
事業の実施に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても身体機能向上のための訓練を利用できるようにします。				
見込量確保の方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	491	496	509
		人日分	3,140	3,225	3,381
事業の実施に に関する考え方	入所施設や病院を退所・退院するなどして地域生活に移行する障がい者が、県内どこに居住していても、日常生活を営むうえでの生活能力の維持・向上に向けた支援を受けることができます。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(4) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	395	431	467
		人日分	4,664	4,957	5,292
事業の実施に に関する考え方	一般就労を希望する障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で、就労に必要な知識・能力の向上や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を受けることができます。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(5) 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	711	723	739
		人日分	14,184	14,371	14,606
事業の実施に に関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で一般就労に近い形で働くことができるようになります。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(6) 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	5,124	5,255	5,443
		人日分	82,544	84,869	87,225
事業の実施に に関する考え方	一般就労が困難な障がい者が、県内どこに居住していても、身近な地域で雇用によらない就労や生産活動を行うことができるようになります。				
見込量確保の ための方策	多機能型も含め、既存の障がい者施設や事業所、地域活動支援センターのほか、NPOなど多様な主体の参入を促進します。				

(7) 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	118	123	135
事業の実施に に関する考え方	一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよ う、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	指定障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就 労継続支援事業所）の参入を促進します。				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	368	377	387
事業の実施に に関する考え方	医療及び常時の介護を必要とする障がい者が、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護等のサービスを受けることができるようになります。				
見込量確保の ための方策	医療機関等と連携を図り、サービスの確保に努めます。				

(9) - ①短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	736	767	800
	人日分	3,639	3,860	4,097	
事業の実施に に関する考え方	障がい者を介護する家族が病気などの事情で介護ができない場合に、県内 どこに居住していても、宿泊を伴う一時的な介護サービスを気軽に安心して 利用できるようにします。				
見込量確保の ための方策	入所施設の空き居室の利用や通所系事業所の新たな取組等を促進すると ともに、指定短期入所事業所の確保に努めます。				

(9) - ②短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	34	35	38
	人日分	143	139	144	
事業の実施に に関する考え方	医療的ケアが必要な障がい者の短期入所の需要に対応するため、医療機関 において宿泊を伴う一時的な短期入所サービスを安心して利用できるよう にします。				
見込量確保の ための方策	医療機関が実施する短期入所事業所の確保に努めます。				

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	41	47	54
事業の実施に に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保の ための方策	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の参入を促進します。				

(2) 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	2,076	2,133	2,190
事業の実施に に関する考え方	障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。				

(3) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	2,039	2,024	1,995
事業の実施に に関する考え方	施設に入所し主に夜間において入浴、排せつ、食事の介護などの支援が必要な障がい者に対し、質の高いサービスを提供します。				
見込量確保の ための方策	既存の入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(4) 地域生活支援拠点等

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	設置個所数	15	22	38
	検証・検討 実施回数	23	43	53	
事業の実施に に関する考え方	各市町村又は各圏域において少なくとも1つ以上設置するとともに、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施します。				
見込量確保の ための方策	各市町村又は各圏域における地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた取組を支援します。				

4 相談支援

(1) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	2,137	2,210	2,290
事業の実施に に関する考え方	支給決定前にサービス利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行い、個々の障がい者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(2) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	34	41	47
事業の実施に に関する考え方	障害者支援施設等の入所者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(3) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	40	45	52
事業の実施に に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などをを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

5 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	739	811	889
	人日分	4,916	5,344	5,798	
事業の実施に に関する考え方	療育の必要がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(2) 医療型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	19	20	22
	人日分	218	214	228	
事業の実施に に関する考え方	肢体不自由がある未就学の障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	既存の医療型児童発達支援センターの定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(3) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	2,204	2,308	2,415
	人日分	26,354	28,100	29,949	
事業の実施に に関する考え方	学校に就学し、授業の終了後又は休業日に支援が必要な障がい児が、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を、身近な地域で受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(4) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	131	236	574
	人日分	163	269	623	
事業の実施に に関する考え方	保育所・幼稚園等に通う障がい児が、支援員の訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援などを、自分が通う保育所等で受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	8	9	16
	人日分	28	36	65	
事業の実施に に関する考え方	重症心身障がい児などの重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等を支援します。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら地域療育体制の拡充を図るとともに、研修の実施により児童発達支援管理責任者の養成を行います。				

6 障がい児入所支援

(1) 福祉型児童入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	95	95	95
事業の実施に に関する考え方	在宅生活が困難な障がい児が、福祉型障害児入所施設での保護、日常生活の指導などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	既存の福祉型障害児入所施設の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

(2) 医療型児童入所施設

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	42	42	42
事業の実施に に関する考え方	在宅生活が困難な肢体不自由児及び重症心身障がい児が、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関での保護、日常生活の指導、理学療法などの支援を受けられるようにします。				
見込量確保の ための方策	既存の医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の定員で対応し、適切な支援の確保を図ります。				

7 障がい児相談支援

(1) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	500	521	543
事業の実施に に関する考え方	通所給付決定やその変更決定に際し、障がい児の心身の状況、環境、ニーズ等を勘案し、「障がい児支援利用計画（案）」を作成するとともに、利用状況の検証等を行って見直しを行い、障がい児や保護者の希望するくらしの実現に向けた相談支援を行います。				
見込量確保の ための方策	市町村と協力しながら相談支援体制の整備を推進するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村の基幹相談支援センター設置を促進します。 また、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

8 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	配置人数	3	6	12
事業の実施に に関する考え方	市町村における医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。				
見込量確保の ための方策	コーディネーターを担う相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の養成を行います。				

9 発達障がいに対する支援

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催回数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	開催回数	2	2	2
事業の実施に に関する考え方	「発達障がい者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障がい者等の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障がい者支援センターの活動状況等について検証します。				
見込量確保の ための方策	既存の「発達障がい者支援体制整備検討委員会」を同協議会に位置づけ、定期的に教育委員会事務局と共同で開催します。				

(2) 発達障がい者支援センター等による相談支援件数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	相談件数	2,460	2,480	2,500
事業の実施に関する考え方	県発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいに関する相談支援等の個別支援を行います。				
見込量確保の方策	岩手県立療育センターに県発達障がい者支援センターを開設し、専門の職員による相談支援を行います。				

(3) 発達障がい者支援センター等の関係機関への助言件数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	助言件数	180	190	180
事業の実施に関する考え方	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを設置し、関係機関への助言を行います。				
見込量確保の方策	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを設置し、対応します。				

(4) 発達障がい者支援センター等の外部機関や地域住民への研修、啓発件数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	研修・啓発 件数	106	108	110
事業の実施に関する考え方	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを設置し、外部機関や地域住民への研修や啓発に取り組みます。				
見込量確保の方策	県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを設置し、対応します。				

(5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	受講者数	132	136	152
事業の実施に関する考え方	発達障がい者等の早期発見・支援のため、保護者等への支援者を養成し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援に取り組みます。				
見込量確保の方策	ペアレントトレーニング実践研修を開催し、保護者等の支援者に対するペアレントプログラム等の支援プログラム等の普及を図ります。				

(6) ペアレントメンターの人数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	人 数	6	8	19
事業の実施に関する考え方	発達障がい者の保護者等を支える人材の育成を図るため、ペアレントメンターの養成に取り組みます。				
見込量確保の方策	ペアレントメンター養成講座を開催し、ペアレントメンターの養成を行うとともに、継続研修により活動中の者の資質向上を図ります。				

(7) ピアサポートの活動への参加人数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	参 加 人 数	21	24	43
事業の実施に関する考え方	同じ悩みを有する当事者や発達障がい児を持つ保護者同士が集うピアサポートの場の提供に取り組みます。				
見込量確保の方策	市町村と連携してピアサポートの場の提供を促進するとともに、研修等によりピアサポートに対応する人材を養成します。				

10 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	開 催 回 数	43	51	56
	参 加 人 数	296	397	435	
事業の実施に関する考え方	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。				
見込量確保の方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場の充実を支援するとともに、未設置の市町村については、市町村と連携しながら協議の場の設置に取り組みます。				

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	実 施 回 数	23	26	31
事業の実施に関する考え方	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な支援体制を構築するため、協議の場において目標設定及び評価を実施します。				
見込量確保の方策	研修の実施や先進事例に係る情報提供等を通じて、協議の場における目標設定及び評価の実施を支援するとともに、未設置の市町村については、市町村と連携しながら協議の場の設置に取り組みます。				

(3) 精神障がい者の地域移行支援

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	24	26	36
事業の実施に関する考え方	精神科病院の入院者に対し、地域移行のための住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行支援など、地域生活に移行するための相談支援を行います。				
見込量確保の方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(4) 精神障がい者の地域定着支援

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	17	19	25
事業の実施に関する考え方	家族等の支援を見込めない居宅における精神障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態における相談、訪問などを行い、地域生活を支援します。				
見込量確保の方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施により相談支援従事者の養成を行います。				

(5) 精神障がい者の共同生活援助

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	294	307	328
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が住み慣れた地域において必要な援助・介護を受けながら自立した生活を営むことができるよう、共同生活の場の確保に努めます。				
見込量確保の方策	既存のグループホーム運営事業者に加え、NPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、地域の実情に応じて、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援します。				

(6) 精神障がい者の自立生活援助

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	利用者数	16	19	29
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設やグループホーム等を利用して精神障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。				
見込量確保の方策	指定障害福祉サービス事業者（住宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の参入を促進します。				

(7) 精神病床における退院患者の退院後の行き先

見込量	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	退院患者数	200	200	200
	出身世帯	55	55	55
	グループホーム	14	14	14
	アパート・借家	9	9	9
	その他（知人・親戚等）	17	17	17
	他の院内診療科、病院、入所施設	105	105	105
事業の実施に関する考え方	精神障がい者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するため、入院中の精神障がい者の退院後の行き先について状況を把握します。			
見込量確保の方策	各精神科病院への照会等を通じて、入院中の精神障がい者の退院後の行き先について状況を把握します。			

11 相談支援体制の充実・強化のための取組

(1) 総合的・専門的な相談支援

見込量	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量	実施市町村数	21	23
事業の実施に関する考え方	相談支援体制を充実・強化するため、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保を図ります。			
見込量確保の方策	相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた積極的な働きかけを行います。			

(2) 地域の相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数

見込量	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量	指導・助言件数	116	119
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。			
見込量確保の方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。			

イ 地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	支援件数	90	96	110
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保の方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	実施回数	272	281	297
事業の実施に関する考え方	地域に置ける専門的な指導・助言機能の更なる強化・充実を図ります。				
見込量確保の方策	市町村と協力しながら相談支援体制の拡充を図るとともに、研修の実施による相談支援従事者の養成を行います。				

(3) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	実施 市町村数	21	23	29
事業の実施に関する考え方	障がい福祉サービス等に係る研修を通じ、障がい福祉サービスの更なる質の向上を図ります				
見込量確保の方策	研修の実施による障がい福祉サービス従事者の養成を行います。				

(4) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

見込量	年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見 込 量	実施 市町村数	16	17	22
事業の実施に関する考え方	障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。				
見込量確保の方策	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、必要に応じ、分析結果を事業所や関係自治体等と共有すること等により事業所の適正な運営を図ります。				

V 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定障害者支援施設 ¹⁵	2,165	2,165	2,165
指定障害児入所施設等 ¹⁶	570	570	570

VI 地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）

1 専門性の高い相談支援事業

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
発達障害者支援センター運営事業	1	600	1	600	1	600	県立療育センターに設置して運営
障害者就業・生活支援センター事業	9		9		9		各障がい保健福祉圏域に設置
高次脳機能障害支援普及事業	1	100	1	100	1	100	県内1箇所で実施
障害児等療育支援事業	1		1		1		県立療育センターで実施

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施に関する考え方
手話通訳者・要約筆記者養成研修	修了者数 [登録者数] 20 [20]	20 [20]	20 [20]	法人・団体等に委託して実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	修了者数 [登録者数] 10 [10]	10 [10]	10 [10]	"
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数 60	70	80	"
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣件数 230	230	230	"
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数 10	10	10	"

¹⁵ 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。

¹⁶ 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。

3 広域的な支援事業

事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	実施に関する考え方
精神障害者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)	会議開催見込数	36	36	36	1圏域当たり年4回以上開催
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催見込数	2	2	2	

4 サービス・相談支援者・指導者育成事業

事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	実施に関する考え方
障害支援区分認定調査員研修	修了者数	70	70	70	各市町村から2~3名程度受講
市町村審査会委員研修	修了者数	10	10	10	各審査会から1名程度受講
相談支援従事者初任者研修	修了者数	80	80	80	※講義部分のみの受講者を除く
相談支援従事者現任研修	修了者数	50	50	50	相談支援専門員の更新研修
相談支援従事者主任研修	修了者数	20	20	20	現任研修修了者を対象とした主任相談支援専門員の養成研修
サービス管理責任者等基礎研修	修了者数	150	150	150	サービス管理責任者等となる者の基礎研修
サービス管理責任者等実践研修	修了者数	150	150	150	サービス管理責任者等基礎研修を修了した者を対象とした養成研修
サービス管理責任者等更新研修	修了者数	150	150	150	サービス管理責任者の更新研修
強度行動障害支援者養成研修	修了者数	100	100	100	基礎研修、実践研修を履行した者

5 主な任意事業

事業名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	実施に関する考え方
オストメイト社会適応訓練事業	受講者数(延べ)	300	300	300	法人・団体等に委託して実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	受講者数	2	2	2	"
音声機能障がい者発声訓練事業	受講者数(延べ)	360	360	360	"
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	県立視聴覚障がい者情報センターに設置

字幕入り映像ライブラ リー事業	制作数	140	140	140	県立視聴覚障がい者 情報センターで実施
点字による即時情報ネ ットワーク事業	利用者数	45	45	45	法人・団体等に委託 して実施
身体障がい者パソコン ボランティア養成・派遣 事業	養成者数 (派遣件数)	6 (90)	6 (90)	6 (90)	"
点訳・音訳奉仕員養成研 修事業	受講者数	17	17	17	"
障がい者社会参加推進 センター設置事業	設置数	1	1	1	"
身体障がい者補助犬育 成事業	育成数	1	1	1	"
芸術文化活動振興事業	回 (参加者数)	2 (12,000)	2 (12,000)	2 (12,000)	"
レクリエーション活動 等支援事業	回 (参加者数)	26 (2,849)	26 (2,869)	26 (2,889)	"
障がい者 110 番事業	設置数	1	1	1	"

VII 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の養成

(1) 人材の確保

福祉人材センターやハローワーク等との連携を強化し、マッチング支援や就職フェアの開催等の取組を通じ、障がい福祉等支援に係る人材の確保を支援します。

また、福祉人材センターと連携し、小学生、中学生及び高校生等を対象として福祉の職場で働いている職員等による出前講座を実施するなど、福祉の仕事の理解を促進し、将来の福祉人材を確保する取組を進めます。

(2) 人材の養成

障がい者等に適切なサービスを提供するためには、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが必要です。

このため、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援従事者初任者研修等の計画的な実施により、サービス提供に係る専門職員を養成するとともに、経験年数に応じたフォローアップ研修等を行います。

また、居宅介護職員初任者研修に加え、重度訪問介護従業者養成研修や、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修等を実施し、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者を養成するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の養成に努めます。

さらに、障がい者等の特性に応じた支援を一貫性を持って実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対する強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、必要に応じ専門性の高い意思疎通支援者の養成研修を実施します。

2 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上を図るための方策として、社会福祉法に基づく第三者評

価の実施が考えられることから、事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できる体制を整備するとともに、事業者が第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

また、障害福祉サービス等情報公表制度について、事業者への制度周知及び利用者等への普及啓発に取り組みます。

VIII 関係機関との連携

1 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

- ・ 障がい者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、地域における課題整理や支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者等が安心・安全に生活するため、保健、福祉、医療関係者の各部門が緊密に連携し、サービス提供主体である市町村において、障がい者等が必要とするときに適切な助言やサービスを提供できる体制が強化されるよう支援します。
- ・ 障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される自立支援協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みます。
- ・ 地域における医療・福祉・行政等の関係機関の連携により、地域における相談支援や社会リハビリテーションを提供できる体制の整備を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターにおいて、求職活動支援や職場定着支援等の就労に関する相談支援と日常生活支援を一体的に行うとともに、ハローワーク等と連携し地域における就労支援ネットワークづくりを進めます。
- ・ 障がい者就労支援事業所の整備とともに、障がい者就労支援事業所から一般就労への移行が円滑に図られるよう、保健、医療、福祉、教育及び労働等の関係機関の連携を一層推進します。
- ・ 障がい者スポーツ大会をはじめとする様々なスポーツ・文化芸術活動や施設等サービス事業者の活動などで、障がい者の様々な生活場面において、各種ボランティア団体・個人が積極的に活動できるよう、県・市町村ボランティアセンターと連携し、活動のコーディネート等の支援を行います。

2 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

- ・ 障がい者等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、地域における課題整理や支援体制の充実を図ります（再掲）
- ・ 障がい者等が安心・安全に生活するため、保健、福祉、医療関係者の各部門が緊密に連携し、サービス提供主体である市町村において、障がい者等が必要とするときに適切な助言やサービスを提供できる体制が強化されるよう支援します（再掲）
- ・ 県内どの地域でも、個々の障がい児とその家族の多様なニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、各地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携した地域療育支援体制の充実に向けて、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。

IX その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項

1 障がいを理由とする差別や不利益な取扱いの解消

平成 22 年に制定された障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、障がい者に対する不利益な取扱いに関する普及啓発を進めるとともに、相談窓口職員に対する研修等を通じて、市町村及び福祉関係団体等における不利益な取扱いの解消に向けた活動を促進します。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の推進の提供を推進するた

め、県民や事業者への周知を図るとともに、地域協議会における関係機関の連携や啓発活動等の取組を推進します。

2 障がい者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づき、県障がい者権利擁護センターを運営するとともに、24時間365日の相談窓口を設置します。

また、市町村虐待防止センターの活動支援や、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などについて定めたマニュアルの周知、市町村や事業者等を対象とした研修会の開催などを行います。

また、障がい者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度を始めとする権利擁護に関する制度の周知や利用促進を図るとともに、成年後見制度の担い手の裾野を広げていくため、市民後見人や法人後見団体の育成等を支援します。

3 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会等を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及に努めます。

4 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、障がい者芸術活動支援センターを設置し、次のような支援を推進します。

- (1) 障がい福祉サービス事業所等に対する相談支援
- (2) 芸術文化活動を支援する人材の育成
- (3) 関係者のネットワークづくり
- (4) 発表等の機会の創出
- (5) 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- (6) その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

5 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じた利用者の安全確保に向けた取組を支援します。

X 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービスの見込量のほか、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等に係る成果目標及び活動指標について実績を把握して分析・評価を行い、岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会等に報告して意見を求め、所要の対策を講じていきます。